

お客様各位

2018年6月1日

「全日空ホテルズ共通ギフト券」及び「全日空ホテルズギフト券」の
取扱いの終了に伴う払戻し手続の実施について

平素は、IHG・ANA・ホテルズグループジャパンのホテルをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、すでにご案内のとおり、IHG・ANA・ホテルズグループジャパンのホテルでお使いいただきおりました下記の「全日空ホテルズ共通ギフト券」及び「全日空ホテルズギフト券」の取扱いを、平成30年5月31日をもちまして終了させていただきました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、以下のとおり取扱い終了に伴う払戻し手続を実施いたします。未利用券をお持ちのお客様は、お申出期間内に払戻しのお申し出をいただきますようお願い申し上げます。

○ 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

IHG・ANA・ホテルズグループジャパン合同会社

○ 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

- ① 全日空ホテルズ共通ギフト券（「発行者：全日空エンタプライズ株式会社」の記載があるもの）（1,000円券、5,000円券、10,000円券）
- ② 全日空ホテルズギフト券（「発行者：東京全日空ホテル」の記載があるもの）（500円券、1,000円券、10,000円券）
- ③ 全日空ホテルズギフト券（「発行者：成田全日空エンタプライズ株式会社」の記載があるもの）（1,000円券、10,000円券）

※ 各ギフト券の見本は、末尾の資料1から3をご参照ください。



○ 払戻しのお申出期間

平成30年6月1日（金曜日）から平成30年8月31日（金曜日）まで（必着）

※ 上記のお申出期間内にお申し出をなされなかった場合は、本払戻しの手続から除外され、払戻しの対象となりませんので、ご注意願います。

○ お申出の方法

お手数ですが、払戻しの対象となる「全日空ホテルズ共通ギフト券」及び「全日空ホテルズギフト券」をお持ちのお客様は、弊社ウェブサイト（<https://www.anaihghotels.co.jp>）に掲載しております「ホテルギフト券払戻し申出書」及び「送付用封筒用紙」をプリントアウトしていただき、必要事項をご記入の上、お持ちのギフト券を同封し、上記のお申出期間内に下記の宛先まで「送付用封筒用紙」に記載の方法にてお送りください。

郵送先

〒144-8790

日本郵便株式会社 蒲田郵便局 私書箱 32号

全日空ホテルズギフト券払戻し事務局

○ 払戻しの方法

ご郵送いただいた未使用のギフト券の券面金額を、「ホテルギフト券払戻し申出書」ご記載の銀行口座へお振込みいたします。なお、振込手数料は弊社が負担いたします。枚数・金額等により多少お時間を頂く場合がございますので、あらかじめご了承ください。

○ 払戻しに関する問い合わせ先

IHG・ANA ホテルズグループジャパン

ホテルギフト券払戻し事務局

03-5501-7564（月～金曜日 9時から 17時、祝日を除く）

長きにわたって「全日空ホテルズ共通ギフト券」及び「全日空ホテルズギフト券」をご愛顧いただき誠にありがとうございました。